

学校法人麻生教育学園
九州情報大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

九州情報大学の概要

設置者	学校法人 麻生教育学園
理事長	麻生 隆史
学 長	麻生 隆史
A L O	坂上 宏
開設年月日	平成 10 年 4 月 1 日
所在地	福岡県太宰府市宰府 6-3-1

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	200
経営情報学部	情報ネットワーク学科	200
	合計	400

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士前期課程	20
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士後期課程	9
		合計	29

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

九州情報大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月1日付で九州情報大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神に「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕、容は心を呼び、心は容を呼ぶ」を掲げ、明確に示している。この建学の精神とともに、学則には教育研究上の目的を掲げ、その内容が教育基本法に準じていることから公共性を有しており、これらをウェブサイト等で学内外に示し、共有している。各種の公開講座、生涯学習事業を実施しており高等教育機関として地域・社会へ貢献している。

人材養成に関する目的も学則に定められており、ウェブサイト等で学内外に表明している。

学習成果は明確に定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。三つの方針は建学の精神等を踏まえて一体的に定められている。その策定に当たっては「三つのポリシー検証作業部会」、大学運営調整会議等で組織的議論を重ねている。

「自己点検・評価規程」及び「内部質保証に関する方針」が制定され、内部質保証のための自己点検・評価活動に係る実施体制が整備されている。自己点検・評価を毎年実施し、その結果を学内で共有しウェブサイトで公表している。

学習成果を焦点とする「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定めている。教授会、各種委員会等で建学の精神、教育目標、三つの方針、学習成果、カリキュラム、シラバス等の事項を審議し、学長が決定しており、教育の向上や充実のためのPDCAサイクルが機能している。

授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は明確に示しており、社会的国際的通用性も担保されている。また組織的定期的に点検している。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。授業科目は学習成果に対応して編成されており、教務委員会を中心に定期的な見直しも行われている。

授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針は学習成果と対応関係にあり、選抜区分ごとの入学前の学習成果の把握・評価に関する項目及び評価方法を入試要項やウェブサイトでも明示している。また高等学校からの意見聴取等を通じて定期的な点検を行っている。

授与する学位分野ごとの学習成果は明確で一定期間内に獲得可能となっており、定期試

験に加えて、小テスト、レポート、ポートフォリオ、ルーブリック等を用いて測定されている。

学習上の悩み等の相談や指導助言を行う体制として、クラス担任制を設けている。学生の主体的かつ積極的な学友会行事の参加のための支援体制が整えられており、サークル活動で特に顕著な業績を上げた学生を学生部長賞として表彰している。

就職支援については、教職員が連携して、サービス接遇実務検定や文章読解・作成能力試験等の専門分野や語学力、文章構成力を育成する資格取得を支援するとともに、中小企業家同友会との連携事業によるアクティブラーニングを実施している。

教員組織は、学部及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置しており、大学設置基準を充足している。教員の採用と昇任は、各種規程等に基づいて教育研究上の業績を踏まえた上で適切に運用しており、教員の多様な教育研究活動を考慮して、体育系や芸術系の業績も評価対象とする仕組みを整えている。

専任教員は、規程に基づいて研究活動を行っており、研究成果はウェブサイトで公表している。FD 活動については規程に基づき、若干名の専任教職員で FD 委員会を設置し、全学的かつ組織的に行っている。

事務組織は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、専門的資格を有する職員を配置している。また、全教職員を対象とする SD 研修会を開催し、人材育成、能力向上に努めている。

教職員の就業については、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、就業規則等の整備、管理に努め、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間及び休日出勤等を個別に管理している。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。固定資産管理規程等の財務諸規程に従い施設設備、物品の維持管理を行い、また危機管理規程等により、火災、自然災害等に対する訓練、対策を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各サーバーの分離及びファイアウォールの設置、また個人情報取り扱い部門とそうでない部門とのネットワークの分離を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で 5 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、寄附行為等に基づいて適切な手続きで選任され、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づいて理事会及び評議員会を開催し、適切に運営している。

学長は理事長が兼任しており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長ほか役職者を選任し、適切に運営を図っている。教授会、大学院委員会は、学則に審議事項を定め、学長に意見を述べており、大学の教育研究上の審議機関として運営している。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、監査法人と内部監査担当者との連携及び相互の情報交換を三様で行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、評議員会は諮問事項及び法令で定められた決算及び事業報告を受けており、議事内容等は適切に運用している。

教育情報及び財務情報については、関係法令に基づき、ウェブサイトで広く社会に公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学部卒業生のみならず、博士前期課程の追跡調査や就職先の訪問等によって修了生の実態把握に努め、教育の効果を測定している。

[テーマ C 内部質保証]

- 地域の中小企業家同友会や高等学校に対して学習成果、三つの方針、教育課程、自己点検・評価の結果等について意見聴取を行い、その結果を改革・改善に活用するなど、内部質保証に取り組んでいる。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて、一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」のリテラシーレベル及び応用基礎レベルに認定され、それぞれレベルの所定科目を履修し合格した学生には修了書を授与しており、時代の要請に応じた IT 人材の育成に努めている。

[テーマ B 学生支援]

- 税理士事務所インターンシップの就職支援事業を長期にわたり実施しており、学生は実際の業務を経験することで、簿記の資格が税理士業務にどう生かされているか学んでいる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報処理室には、情報処理室の担当教員及び事務職員、選抜された学生で構成する「PCクリニック」を設置し、パソコンやネットワークに関する相談やトラブル解決の支援を行っており、ラーニングコモンズ的な学習支援・授業支援体制として機能している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動等の更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去 5 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人麻生教育学園第 3 期中期計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

	基準	評価結果
基準Ⅰ	ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神に「至心」、「報恩感謝・慈愛と奉仕、容は心を呼び、心は容を呼ぶ」を掲げ、明確に示している。この建学の精神とともに、学則には教育研究上の目的を掲げ、その内容が教育基本法に準じていることから公共性を有しており、これらをウェブサイト等で学内外に示し、共有している。また、1年前期必修科目として「建学の精神と人生」を設置し、学長自らが詳細に説明する場を設けるとともに、ループリックを用いて、学生の理解度を測定し、その結果を学内で共有している。

地域・社会への貢献については、各種の公開講座、生涯学習事業を実施している。また、太宰府市、太宰府市内5つの大学で構成する太宰府キャンパスネットワーク会議に加入し、福岡県中小企業家同友会や海外の教育機関等と包括連携協定を締結し、地域・社会と連携した活動を実施している。それらを基にした取組みに教職員及び学生が、大学の専門的知見と特色を生かしてボランティアとして参加し、高等教育機関として地域・社会へ貢献している。

学部・研究科等の人材養成に関する目的は学則に定められており、必修科目である「建学の精神と人生」を通じて全学生に伝えているほか、学生便覧やウェブサイトなどで学内外に表明している。こうした目的に基づく人材養成が地域社会の要請に込んでいるかについては、福岡県中小企業家同友会や九州北部税理士会等を通じて定期的に確認している。

学習成果は明確に定められ、ウェブサイト等で学内外に公表されている。その評価は自己点検・評価委員会等で組織的に行われている。

三つの方針は建学の精神等を踏まえて一体的に定められている。その策定に当たっては「三つのポリシー検証作業部会」、大学運営調整会議等で組織的議論を重ねている。学部では三つの方針を踏まえシラバス、ポートフォリオ、ループリック等を連結させた教育活動を行っており、研究科でも三つの方針に基づいて実施している。

「自己点検・評価規程」及び「内部質保証に関する方針」が制定され、内部質保証のための自己点検・評価活動に係る実施体制が整備されている。自己点検・評価を毎年実施し、その結果を学内で共有し、自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表している。

学習成果の査定は、「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの三つのレベルで、入学段階、在学中、修了時、修了後の四つの異なる時期で48件の査定項目について実施している。

教授会、各種委員会等で建学の精神、教育目標、三つの方針、学習成果、カリキュラム、シラバス等の事項を審議し、学長が決定しており、教育の向上や充実のための PDCA サイクルが機能している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は明確に示しており、社会的国際的通用性も担保されている。また組織的定期的に点検している。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。授業科目は学習成果に対応して編成されており、教務委員会を中心に定期的な見直しも行われている。

教養教育として「基礎総合科目」に人文・社会・自然科学、スポーツ健康科学、語学に関する科目群が配置されるとともに、「専門教育科目」の中に実践力養成・キャリア開発に関する科目群が配置されている。カリキュラムマップを学生に提示して教養教育と専門教育の体系的な修得を可能にしているほか、授業改善アンケートを活用し改善が図られている。

授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針は学習成果と対応関係にあり、選抜区分ごとの入学前の学習成果の把握・評価に関する項目及び評価方法は入試要項やウェブサイト等で明示している。また高等学校からの意見聴取等を通じて定期的な点検を行っている。

授与する学位分野ごとの学習成果は明確で一定期間内に獲得可能となっており、定期試験に加えて、小テスト、レポート、ポートフォリオ、ルーブリック等を用いて、測定している。

学生の卒業後評価については、就職課が卒業生の進路先にヒアリングを行っているほか、「卒業生状況確認アンケート」を実施して近況の確認と課題の把握に努めており、その結果を学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得に向けて教育と大学運営の両面においてコンピュータを積極的に利活用している。特に、在京のデジタル・アミューズメント企業と提携した、実践的かつ斬新な内容のコンピュータを利用したオンライン授業も行っている。

入学予定者に対して入学前学習を課して基礎学力の点検と強化を図っている。入学直後に「プレテスト」を実施して基礎学力の確認を行い、不足が認められる学生には「大学基礎総合」を履修させて基礎学力向上のための指導を行っている。学習上の悩み等の相談や指導助言を行う体制として、クラス担任制を設けている。

学生の生活支援は組織的に行っている。学生の主体的かつ積極的な学友会行事の参加のための支援体制を整えており、サークル活動で特に顕著な業績を上げた学生は、学生部長賞として表彰している。学生食堂、カフェテリア、多目的ホールを整備している。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援として、教職員が連携して、サービス接遇検定や文章読解・作成能力試験等の専門分野や語学力、文章構成力を育成する資格取得を推奨している。各学科でキャリア教育科目を開講し、福岡県中小企業家同友会との連携事業によるアクティブラーニングを実施している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、学部及び研究科の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置しており大学設置基準を充足している。主要授業科目は、必修科目を含めて原則として専任教員が担当している。教員の採用と昇任は、各種規程等に基づいて教育研究上の業績を踏まえた上で適切に運用している。所属教員の多様な教育研究活動を考慮して、体育系や芸術系の業績も評価対象とする仕組みを整えている。

専任教員は、規程に基づいて研究活動を行っており、研究成果はウェブサイトで公表している。外部資金の獲得については、65歳未満の全教員に科学研究費助成事業の申請を義務づけており、多数採択され、他機関の公募事業への申請も奨励している。

「FD委員会規程」に基づき、副学長、学部長、学科長及び教授会で選出された専任教職員でFD委員会を設置し、大学設置基準を踏まえて、全学的かつ組織的なFD活動を行っている。また、公開授業による教授法研修も全学的に実施している。

学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備しており、図書館に司書、就職課にはキャリアカウンセラー、健康管理室には養護教諭、情報処理室には基本情報技術者の専門的資格を有する職員を配置している。また全教職員対象とするSD研修会を実施し人材育成、能力向上に努めている。

教職員の就業については、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、就業規則等の整備、管理に努め、国が示す働き方改革の推進に合わせて、日常の就業時間及び休日出勤等を個別に管理している。さらに休日出勤等の振替休日及び年次有給休暇の取得推進を行い、未消化者に対しては注意喚起を行い教職員の労働時間の適正管理を行っている。

校地、校舎の面積は、大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づき講義室や演習室を設けている。またスロープやエレベーター、車いす対応のトイレを整備しており、障がい者に対応している。

固定資産管理規程等の財務諸規程に従い施設設備、物品の維持管理を行っている。また危機管理規程等により、火災、自然災害等に対する訓練、対策を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各サーバーの分離及びファイアウォールの設置、また個人情報取り扱い部門とそうでない部門とのネットワーク分離を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び大学部門で過去5年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「学校法人麻生教育学園第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、寄附行為等に基づいて適切な手続きで選任されており、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、学校法人運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。また、法令及び寄附行為に基づき理事会及び評議員会を開催し、適切に運営している。

理事は、寄附行為等に基づき、適切に構成している。理事会は、欠席の場合にも事前に意見を表明する機会を設けているほか、専務理事を置くなど理事長を補佐する役職者も選任し、議事内容等は適切に運用している。

学長は理事長が兼任しており、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐する副学長ほか役職者を選任し、適切に運営を図っている。また、理事長を兼務する学長の意思決定を円滑に行うために、「運営調整会議」を学長裁定により設置し、学長補佐体制を強化している。

教授会、大学院委員会は、学則に審議事項を定め、学長に意見を述べており、大学の教育研究上の審議機関として運営している。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づき毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに監査法人と内部監査担当者との連携及び相互の情報交換を三様で行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、諮問事項及び法令で定められた決算及び事業報告を受けており、議事内容等は適切に運用している。

関係法令に基づき、教育情報、財務情報をウェブサイトで、積極的に公表・公開している。自主的な行動規範であるガバナンス・コードを策定・公開し、遵守状況の確認も実施している。